

幼稚園・保育所・認定こども園



施設の種類

就学前のお子さんが家庭外で教育・保育を希望する場合には、「幼稚園」・「保育所」・「認定こども園」から選ぶことができます。就学前の教育・保育について、幼稚園は文部科学省の「幼稚園教育要領」に、保育所は厚生労働省の「保育所保育指針」に基づいて実施されています。

ここでは、幼稚園は『教育』、保育所は『保育』と区分していますが、保育所保育指針でも、保育所の保育は養護・教育が一体となって展開されるよう定められており、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助として、教育が行われています。

幼稚園 3～5歳

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の『教育』を行う学校

〔利用時間〕 お昼すぎまでの教育時間

〔利用できる保護者〕 制限なし

※ 4月1日時点で3歳以上のお子さんが対象

保育所 0～5歳

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって『保育』する施設

〔利用時間〕 夕方ころまでの保育時間

〔利用できる保護者〕 家庭で保育できない保護者

認定こども園 0～5歳

『教育』と『保育』を一体的に行う施設

〔利用時間〕 幼稚園部分:お昼すぎまでの教育時間

保育所部分:夕方ころまでの保育時間

〔利用できる保護者〕 幼稚園部分:制限なし

保育所部分:家庭で保育できない保護者

※ 幼稚園部分は満3歳以上のお子さんが対象



施設利用までの手続きの流れ

幼稚園・認定こども園 (教育部分) 先に施設への利用申込みをして、入園の内定を受けてから、市へ認定申請の手続きを行ってください。

保育所・認定こども園 (保育部分) 先に市へ保育の必要性の認定申請を行い、施設に利用を申し込んだあと、市が利用調整を行い正式に契約となります。(認定申請と利用申込みは同時に行うことができます。)

〔認定申請先〕 子育て支援課

認定申請とは

就学前のお子さんが幼稚園・保育所・認定こども園の利用を希望する場合には、まず、どの区分に該当するか、市から認定を受ける必要があります。『教育』の認定は、お子さんが満3歳以上であれば誰でも受けられますが、『保育』の認定は『保育が必要な事由』に該当しないと受けられません。

幼稚園・認定こども園 (教育部分) の利用希望

- 1 幼稚園・認定こども園に利用を申込む
- 2 幼稚園・認定こども園から入園の内定を受ける
- 3 市に教育の認定を申請
- 4 市から認定証が交付される
- 5 ※ 幼稚園・認定こども園と契約する

保育所・認定こども園 (保育部分) の利用希望

- 1 市に保育の必要性の認定を申請
- 2 市から認定証が交付される
- 3 保育所・認定こども園に利用を申込む
- 4 市が利用調整をする
- 5 ※ 市または認定こども園と契約する

※ 幼稚園及び認定こども園の利用は、公立は市と契約し、私立は直接施設と契約します。保育所の利用は、公立・私立とも市と契約します。

問い合わせ 子育て支援課 ☎47-1153

第3子以降保育料無料化・第3子以降副食費免除

桐生市では、次の項目のすべてに該当する方は、申請いただくと3歳未満のお子さんは保育料が無料に、3歳以上のお子さんは、副食費が免除(上限あり)になります。

〔条件〕

- ① 桐生市内に住所があること。
- ② 保育料の無料化・副食費免除を受けようとする年度の4月分から8月分までは前年度分の、9月から翌年3月分までは当該年度の市町村民税の申告をしていること。
- ③ 同一世帯で子どもを3人以上扶養していること。(学生等で住所を別にしているが、扶養している場合も含みます。)
- ④ 保育料に滞納がないこと。

問い合わせ 子育て支援課 ☎47-1153

幼稚園一覧

	施設名	所在地	電話番号	対象年齢	保育時間
公立	西幼稚園	小曾根町6-1	22-2504	3歳児から	8:30～14:00
	相生幼稚園	相生町二丁目408-9	53-3263		

保育所一覧

	施設名	所在地	電話番号	対象年齢	保育時間(最大利用可能時間)	
					標準時間	短時間
公立	相生保育園	相生町二丁目482-1	54-6540	生後8か月から	7:30～18:30	8:30～16:30
	黒保根保育園	黒保根町水沼199-1	96-2355	生後6か月から		
私立	明照保育園	本町六丁目398	43-1960	生後6か月から	7:00～18:00	8:30～16:30
	ひまわり保育園	相生町三丁目683-1	52-9109	生後2か月から	7:00～18:00	8:00～16:00
	沼の上保育園	境野町四丁目1095-1	46-1218	生後6か月から	7:00～18:00	8:30～16:30
	すみれ保育園	相生町三丁目493-15	52-9093	生後2か月から	7:00～18:00	8:30～16:30

公立幼稚園・保育園では、未就園児を対象に保育室を開放しています。園の施設や遊具を使って遊べるほか、保護者同士が交流したり、育児相談をしたりすることができます。

公立幼稚園「遊びの会」

〔日時〕 毎週火曜日 午前9時30分～11時

問い合わせ 教育環境課 ☎46-6408

公立保育園「子育てサロン」

〔日時〕 毎週月・水・金曜日 午前10時～正午まで
※事前に各園へご連絡ください。

問い合わせ 各公立保育園



認定こども園一覧

	施設名	所在地	電話番号	対象年齢	教育時間	保育時間 (最大利用可能時間)	
						標準時間	短時間
公立	広沢こども園	広沢町四丁目2099	54-7735	生後8か月から	8:30～14:00	7:30～18:30	8:30～16:30
私立	桐生大学附属幼稚園	新宿一丁目4-54	22-2720	2歳から	10:00～14:00	8:00～19:00	8:30～16:30
	樹徳幼稚園	広沢町三丁目4475	53-5571	2歳から	10:00～14:00	7:30～18:30	8:30～16:30
	すぎの子幼稚園	新里町関550-1	74-6656	生後6か月から	9:00～15:00	7:30～18:30	8:30～16:30
	桐生北こども園	東久方町一丁目1-36	44-4915	生後1か月から	9:00～13:00	7:00～18:00	8:00～16:00
	昭和こども園	東二丁目4-45	45-2976	生後3か月から	8:30～14:30	7:00～18:00	8:30～16:30
	にじいろこども園	仲町一丁目11-21	43-0892	生後3か月から	9:00～14:00	7:00～18:00	8:00～16:00
	立正保育園	浜松町一丁目8-7	44-5313	生後2か月から	9:00～14:30	7:00～18:00	8:00～16:00
	広沢保育園	広沢町三丁目3811	52-9411	生後3か月から	9:00～13:00	7:00～18:00	8:00～16:00
	たちばな保育園	西久方町二丁目3-8	22-0032	生後2か月から	9:00～15:30	7:00～18:00	8:30～16:30
	認定こども園 太子保育園	相生町五丁目456	52-1034	生後2か月から	8:30～13:30	7:00～18:00	8:30～16:30
	幼保連携型認定こども園 みらい	相生町一丁目621-2	52-1620	生後2か月から	8:30～15:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	たかのす聖母保育園	川内町二丁目81-4	65-9128	生後2か月から	8:30～14:30	7:00～18:00	8:30～16:30
	たかぞのこども園	梅田町一丁目273-1	32-1275	生後3か月から	9:00～13:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	大雄保育園	広沢町三丁目3601	53-8313	生後2か月から	9:00～13:00	7:00～18:00	8:00～16:00
	幼保連携型認定こども園 上の台保育園	川内町三丁目730-1	65-9299	生後2か月から	8:30～14:30	7:00～18:00	8:30～16:30
	ひかりこども園	東四丁目1-18	44-3795	生後3か月から	9:00～13:00	7:00～18:00	8:00～16:00
	認定こども園はなぞの	川内町五丁目1609	65-6835	生後2か月から	9:00～13:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	菱保育園	菱町三丁目1992-1	45-0112	生後2か月から	9:00～14:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	新里こども園	新里町新川2422	74-1881	生後3か月から	9:00～13:00	7:00～18:00	8:00～16:00
	認定こども園 おおぞら幼保育園	新里町関548-4	74-0334	生後3か月から	9:00～15:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	らららこども園	東一丁目12-17	47-1066	生後3か月から	9:00～16:00	7:00～18:00	8:00～16:00
	認定こども園おおぞら※	広沢町一丁目2903-2	46-6031	生後2か月から	9:00～13:00	7:00～18:00	8:00～16:00
	白ゆりこども園	新里町小林200-2	74-8357	1歳から	8:30～14:30	7:30～18:30	8:30～16:30
	のびのびこども園	新里町新川3580-5	74-1313	生後5か月から	9:00～14:00	8:00～19:00	8:30～16:30

その他の事業

延長保育

保育所等に在籍しているお子さんを対象に、保護者の就労形態等に応じて時間外保育を実施しています。

※時間などにつきましては各園により異なります。

〔実施園〕 すべての公私立保育園・認定こども園

預かり保育

保育開始前や終了後、長期休業中などにお子さんをお預かりします。実施内容や利用申込については、各園へお問い合わせください。

〔実施園〕 すべての公立幼稚園・認定こども園

問い合わせ 子育て支援課 ☎47-1153

休日保育

対象の保育所等に在籍しているお子さんが、施設の認定を受けたときの事由で、休日等においても保育が必要な場合、保育を行います。

〔実施園〕 桐生北こども園・にじいろこども園
※保育認定のお子さんを対象としています。
勤務先の証明書等が必要です。

〔利用方法〕 事前に各園へお申し込みください。



小学生・中学生・義務教育学生になったら

小学校・義務教育学校の入学に関すること

就学時健康診断

入学前年の9月下旬から10月頃に、お子さんが入学予定の小学校・義務教育学校で就学時健康診断を行います。お知らせ(「就学時健康診断通知書」)は、9月中旬に郵送します。必ず受診してください。各学校ごとの日程については、広報きりゅう、市ホームページなどでもお知らせいたします。



キノピー

入学通知書

1月下旬に桐生市教育委員会から「入学通知書(葉書)」を郵送いたします。この入学通知書は、入学式当日に提出していただきますので、大切に保管しておいてください。

入学説明会

1月下旬から2月に、入学予定の学校で入学説明会が開かれます。そこでは、入学のための準備や案内、物品購入などについての説明があります。

新入学のお子さんの保護者で、1月から4月にかけて桐生市内に転入予定のある方、また転居予定のある方は、早めに、各学校または学校教育課へご連絡ください。

就学にあたって、お子さんの成長や発達などで心配や不安のある保護者の方は、気軽に相談してください。

問い合わせ 学校教育課 ☎46-6181

小学校一覧

学校名	所在地	電話番号
東小学校	仲町二丁目4-21	45-2432
西小学校	小曾根町1-9	22-3171
南小学校	新宿二丁目7-1	44-2435
北小学校	西久方町二丁目1-5	22-3173
境野小学校	境野町六丁目1616-1	45-2648
広沢小学校	広沢町四丁目2044-2	52-2028
梅田南小学校	梅田町二丁目179	32-1400
相生小学校	相生町二丁目420	54-4785
川内小学校	川内町三丁目572	65-9021
桜木小学校	相生町一丁目383	53-1400
菱小学校	菱町二丁目1919-1	44-4342
天沼小学校	相生町五丁目713-1	52-5600
神明小学校	広沢町二丁目3242-1	53-1101
新里中央小学校	新里町小林甲60	74-8449
新里東小学校	新里町新川2072	74-3115
新里北小学校	新里町大久保302	74-3452

中学校一覧

学校名	所在地	電話番号
中央中学校	美原町2-15	44-2472
清流中学校	東三丁目7-1	45-2974
境野中学校	境野町六丁目1673	44-4249
広沢中学校	広沢町四丁目1864-2	52-7050
梅田中学校	梅田町二丁目347-1	32-1018
相生中学校	相生町五丁目247	53-6121
川内中学校	川内町五丁目358	65-9322
桜木中学校	広沢町一丁目2874	52-7200
新里中学校	新里町山上827	74-8549

義務教育学校一覧

学校名	所在地	電話番号
黒保根学園	黒保根町水沼400	96-2508

特別支援学校一覧

学校名	所在地	電話番号
県立桐生特別支援学校	菱町二丁目1955-1	22-0011
県立赤城特別支援学校桐生分校	織姫町6-3	47-0986
県立あさひ特別支援学校	広沢町間ノ島440	54-1749

就学援助制度

桐生市では、経済的な理由で市立小・中学校・義務教育学校に通うのが大変なお子さんを対象に、学用品、学校給食費などの費用を援助しています。また、入学前に入学準備金を支給します。

なお、援助には一定の要件がありますので、詳しくは、学校教育課または、お子さんが就学している学校にお問い合わせください。

問い合わせ 学校教育課 ☎46-6181

第3子以降給食費無償化

桐生市では、次の項目のすべてに該当する方は、申請いただくと市立の小学校・義務教育学校(1～6学年に在籍)に通う第3子以降のお子さんの給食費を無償化します。また、市内外の私立等の小学校に通う第3子以降のお子さんには、給食費相当額を補助します。

【条件】※生活保護及び就学援助等の認定により、既に学校給食費相当額の給付を受けている場合は対象外です。

- ①保護者及び第3子以降の住所が桐生市内にあること。
- ②お子さんを3人以上扶養していること。
- ③兄弟姉妹含め現在までに学校給食費に未納がないこと。

問い合わせ 学校給食中央共同調理場 ☎46-6510

中学生給食費無償化

市立の中学校・義務教育学校(7～9学年に在籍)に通うお子さんの給食費を無償化します。また、市内外の私立等の中学校に在籍するお子さんがいる場合は、申請により給食費相当額を補助します。※保護者及びお子さんの住所が桐生市外にある場合は対象外です。

問い合わせ 学校給食中央共同調理場 ☎46-6510

桐生ならではの特色ある教育

幼い頃から外国語にふれる活動

公立幼稚園へALTや民間講師を派遣し、幼少期から英語にふれる時間が確保できるよう教育環境の整備に取り組んでいます。また、ALTを活用して、小学校での外国語活動や外国語の時間の充実を図っています。

問い合わせ 学校教育課 ☎46-6241
教育環境課 ☎46-6408

サイエンスドクター事業

幼児や児童生徒に科学や理工学のおもしろさを伝え、将来の地域産業を支える人材を育成するため、市内の学校等に群馬大学大学院理工学府の大学院生を派遣しています。大学院生の専門性を生かした授業支援をととして、子ども達の理科等の学力向上や学びに向かう力を高めます。

問い合わせ 教育研究所 群大連携推進担当 ☎46-6191

桐生市放課後子供教室

子どもたちと地域の方々との触れ合いをとおし、豊かな心を育む目的で市内全小・義務教育学校で開催しています。定期開催(週1回1時間程度)では、自主学習や体験活動、不定期開催(年2～3回2時間程度)では、イベント型の体験活動等を行っています。

問い合わせ 生涯学習課 ☎46-6465

tsukurun KIRYU(ツクルン キリュウ)

tsukurun KIRYUは、未来の桐生市を担う、デジタル技術とクリエイティブな意欲を持った創造性豊かな人材を育成するための施設です。アニメやゲームなどを題材に3DCGやVFX、ゲームプログラミングの技術を楽しみながら学び、考えを形にしていける場です。機材やソフトの使い方は、常駐するスタッフのサポートがあり、楽しみながら創作活動ができます。まずは、会員登録を行ってtsukurun KIRYUへGO!

【所在地】 保健福祉会館 1F(桐生市末広町13-4)

【休館日】 毎週火曜日、年末年始(12/29～1/3)

【開館時間】 平日(月、水～金) 午後3時から午後8時まで
土日祝日 午前10時30分から午後5時30分まで

【利用料】 無料

問い合わせ DX推進室 ☎32-4196
tsukurun KIRYU ☎46-8113



詳しくは、こちらをご覧ください。

未来創生塾

群馬大学理工学部を核に、桐生市の産・官・学・民が連携した桐生発の特別教育プログラムです。子どもに発見の喜びと感動を与えて感性を育み、世界をリードする人材育成と100年先の楽しい未来社会構築を視野に入れた取り組みを行っています。

問い合わせ 生涯学習課 ☎46-6465

織物体験事業

小・義務教育学校の児童が桐生織の美しさや優れた点を学び、郷土桐生の伝統のすばらしさを実感できるように、専門家(伝統工芸士)が織機を学校に運んで講話と手織り体験を行います。また、中・義務教育学校特別支援学級の生徒が「織物制作」の体験をすることで、自立や社会参加をするための力を育成をする一助としています。

問い合わせ 学校教育課 ☎46-6241

ミニきりゅう子ども会議

5月から10月まで毎月1回程度、開催する子ども会議では、ミニきりゅう市長選挙を行うほか、「ミニきりゅう」で販売する商品等の開発やまちのルール等を話し合います。子ども会議メンバーは、「ミニきりゅう」の運営に携わるのはもちろん、当日に向けた準備を行います。

【対象者】 小学校・義務教育学校4年～6年の児童

問い合わせ 青少年課 ☎47-2184

子どもがつくるまち ミニきりゅう2025

「ミニきりゅう」は、子どもたちがつくる、子どもたちだけの、子どもたちのための仮想のまちです。働くことやお金を使うことを通して、仕事の楽しさや社会の仕組み、お金の大切さを遊びながら学ぶイベントです。

【対象者】 小学校・義務教育学校1年～6年の児童

【開催日】 令和7年11月8日(土)・9日(日)

問い合わせ 青少年課 ☎47-2184

放課後児童クラブ

放課後児童クラブでは、保護者が仕事等のため昼間家庭にいない小学校・義務教育学校に就学している児童を対象に、学校の余裕教室等を利用して、適切な遊びや生活の場を提供しています。

【対象児童】 小学校・義務教育学校1年～6年の児童

【利用方法】 利用方法は、通年利用、長期休暇のみの利用、週・月に数回の利用から選択いただけます。
※週・月に数回の利用については、実施していないクラブもあります。

【開所日・開所時間】 平日 放課後から午後7時まで
土曜日、春・夏・冬休み、学校休校日 午前7時30分～午後7時

【閉所日】 日曜日、祝日、夏のお盆(8月13日～8月16日)、年末年始(12月29日～翌年1月3日)、自然災害(台風や大雪など)、学校閉鎖(インフルエンザなど)の場合など

【申込み】 入所申込等に必要書類は、各クラブのほか、市ホームページ上にあります。
必要書類を記入の上、各クラブへ直接提出してください。

問い合わせ 子育て支援課 ☎47-1150

保護者負担金(保育料、おやつ代・教材費など)

市内のすべてのクラブで統一しています。

区分	学年	保育料(1)	おやつ代・教材費(2)	合計[(1)+(2)]
一般(1人目)	1年～3年	7,000円	2,000円	9,000円
	4年～6年	6,000円	2,000円	8,000円
一般兄弟姉妹(2人目以降)	1年～3年	4,000円	2,000円	6,000円
	4年～6年	2,000円	2,000円	4,000円
ひとり親家庭(1人目)	1年～3年	4,000円	2,000円	6,000円
	4年～6年	2,000円	2,000円	4,000円
ひとり親家庭兄弟姉妹(2人目以降)	1年～3年	2,000円	2,000円	4,000円
	4年～6年	1,000円	2,000円	3,000円
第3子以降	1年～6年	無料	2,000円	2,000円

※一般兄弟姉妹(2人目以降)、ひとり親家庭兄弟姉妹(2人目以降)はクラブに兄弟姉妹が在籍している場合に該当します。

※第3子以降は、第1子・第2子のクラブの在籍の有無問わず、市内在住で子どもを3人以上扶養している等の要件を満たす場合に該当します。申請が必要です。

※長期休暇保育、1日預かり保育の実施状況及び保育料については、各クラブにお問い合わせください。

放課後児童クラブ一覧

市内のすべての小学校・義務教育学校で開設しています。

クラブ名	開設場所	電話
四ツ葉第1・2クラブ	境野小学校内(1階)	44-0607
若葉クラブ	東小学校内(1階)	47-2663
あおぞら・えのきクラブ	相生小学校内(1階)	(あおぞら)53-8953 (えのき)52-0079
第1・2・3あまめまクラブ	相生町5-695(旧天沼幼稚園) 天沼小学校隣接地	54-6133
ニューたんぼぼクラブ	川内小学校内(1階)	65-5252
のびのび・のびっ子クラブ	神明小学校内(1階)	53-4116
第1・2広沢なかよしクラブ	広沢小学校内(1階)	55-1236
菱の実クラブ	菱小学校内(1階)	47-1003
南小学校 第1・2放課後児童クラブ	南小学校敷地内 専用施設	22-7415
かがやき放課後 第1・2クラブ	西小学校内(1階)	47-6654
さくらクラブ	桜木小学校内(1階)	55-0105
北小っ子放課後クラブ	北小学校内(1階)	46-2020
清流クラブ	梅田南小学校内(1階)	20-5017
新里東小学校放課後児童クラブ 第1・2クラブ	新里東小学校敷地内 専用施設	74-6787
新里中央小学校放課後児童クラブ 第1・2クラブ	新里中央小学校敷地内 専用施設	74-6786
新里北小学校放課後児童クラブ	新里北小学校内(1階)	74-6785
黒保根学童クラブ	黒保根学園内(1階)	96-2201

ひとり親家庭のために



ひとり親家庭の経済的自立や子どもの福祉増進のためいろいろな制度があります。

手当や医療費の助成

児童扶養手当

ひとり親家庭や父母のいない児童を養育している人などに、手当を支給します。

〔受給要件〕 次のいずれかの条件に該当する児童を監護している父または母や父または母に代わって養育している人

- | | |
|-------------------------|----------------------------|
| ① 父母が婚姻(内縁関係を含む)を解消した児童 | ⑥ 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童 |
| ② 父または母が死亡した児童 | ⑦ 母が婚姻によらないで生まれた児童 |
| ③ 父または母が一定の障害の状態にある児童 | ⑧ 父、母ともに不明である児童(孤児など) |
| ④ 父または母の生死が明らかでない児童 | ⑨ 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童 |
| ⑤ 父または母から1年以上遺棄されている児童 | |

〔対象児童〕 18歳到達年度の末日(3月31日)までが対象です。(ただし、一定の障害がある児童は、20歳の誕生日の前日までが対象となります。)

〔手当の月額〕 手当額は、申請者または配偶者、扶養義務者の所得によって計算されます。申請者や配偶者、扶養義務者が所得制限額を超える場合は、手当が一部支給または支給停止になります。

支給区分	児童1人	児童2人目以降の加算額
全部支給	46,690円	11,030円
一部支給	46,680円～11,010円	11,020円～5,520円

問い合わせ 子育て支援課 ☎47-1150

母子家庭等・父子家庭福祉医療費助成制度

以下の要件に該当した人は、手続きをすると保険診療における医療費の自己負担分が助成されます。

- 〔対象〕 ①18歳到達年度の末日(3月31日)までの児童を扶養している母(父)子家庭の母(父)及び当該児童
②両親のいない18歳到達年度の末日(3月31日)までの児童

〔手続場所〕 医療保険課、新里・黒保根支所市民生活課

※ 要件の満了日を過ぎ、一定の障害がある人は、心身障害者福祉医療費助成制度に該当する場合があります。

問い合わせ 医療保険課 ☎44-8267

母子・父子・寡婦福祉資金貸付

ひとり親家庭等の経済的な自立を支援するため、群馬県が行っている貸付制度です。次の表は、資金の一例です。

資金の種類	貸付限度額	利率
修学資金 (児童が高校・大学等へ就学するために必要な資金)	例(公立高校へ自宅から通学する場合)月27,000円 (私立大学へ自宅外から通学する場合)月146,000円	無利子
就学支度資金 (児童が就学・修業するため、入学前に必要な資金)	例(公立高校へ自宅から通学する場合)150,000円 (私立大学へ自宅外から通学する場合)590,000円	無利子

※申請後、審査を経て貸付が決定されるため、お早めにご相談ください。

問い合わせ 桐生保健福祉事務所 ☎53-4131

就学援助制度

詳細は、17ページ就学援助制度をご覧ください。

問い合わせ 学校教育課 ☎46-6181

放課後児童クラブ保育料の割引

桐生市では、ひとり親家庭に対して、放課後児童クラブの保育料の割引を行っています。詳しくは、19ページをご覧ください。

問い合わせ 子育て支援課 ☎47-1150

ファミリー・サポート・センター利用料の補助

桐生ファミリー・サポート・センターでは、ひとり親家庭は利用料が割引となります。詳しくは、10ページをご覧ください。

問い合わせ 子育て支援課 ☎47-1150

交通遺児手当

交通事故により、死亡もしくは障害の状態になった父もしくは、母またはこれに準じる者に養育されている児童を対象に、児童が18歳到達年度(心身に重度の障害がある場合は、20歳未満)まで手当を支給します。

問い合わせ 子育て相談課 ☎43-2000

交通遺児奨学助成金

交通遺児の修学(高校、大学、各種学校等)に対し、奨学助成金を支給します。

問い合わせ 子育て相談課 ☎43-2000

母子家庭等自立支援事業

高等職業訓練促進給付金等事業

資格を取得するため養成機関(専門学校など)において、6か月以上のカリキュラムを修業する人に給付金を支給します。

〔対象者〕 児童扶養手当の支給を受けている、またはひとり親家庭で同様の所得水準にあること

〔対象資格〕 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等

〔支給額〕 ●市県民税課税世帯
月額70,500円(最終1年間は110,500円)
●市県民税非課税世帯
月額100,000円(最終1年間は140,000円)

〔対象修業期間〕 48か月まで(資格取得のために必要な修業期間とし、その期間が48か月を超える場合は48か月)

〔申請〕 事前に資格取得見込み及び生活状況について相談が必要です。なお、支給決定に際しては審査があります。

問い合わせ 子育て相談課 ☎43-2000

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高卒認定試験合格のための講座の受講を開始したとき、修了したとき及び合格したときに、給付金を支給します。(事前に相談が必要です。)

〔対象者〕 自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定を受けている方

問い合わせ 子育て相談課 ☎43-2000

こどもの生活・学習支援事業

数学と英語を中心に、指導員の先生に質問したり、相談したりできる学習の場を無料で提供します。

〔対象者〕 ●桐生市内に在住している生活保護世帯の中学生
●桐生市教育委員会が認定する就学援助世帯の中学生

問い合わせ 桐生市子育て支援センター ☎46-5031

自立支援教育訓練給付金事業

職業能力を高めるため、雇用保険制度の指定講座を受講し、資格取得を目指す人に受講料の一部を補助します。

〔対象者〕 自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定を受けている方

〔支給額〕 給付金の額は資格取得のため学校等に納入した入学金、受講料の6割(上限20万円、看護師等の専門資格の取得を目指す講座については上限160万円)、他、条件を満たせば追加給付あり。

〔申請〕 受講申請1か月前までに相談が必要です。

問い合わせ 子育て相談課 ☎43-2000



母子・父子自立支援プログラム策定事業

子育て・生活・就業等、個々のニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、継続的な自立・就業支援を実施します。

〔対象者〕 20歳未満の児童を養育している母子家庭の母、または父子家庭の父

問い合わせ 子育て相談課 ☎43-2000

大学等受験料支援補助金

ひとり親家庭や低所得子育て世帯の子どもの、進学に向けたチャレンジを後押しするため大学等受験料を補助します。

〔対象者〕 桐生市に在住している児童扶養手当受給世帯や住民税非課税世帯等

〔対象経費及び補助上限額〕 大学、短期大学、専修学校等の受験料 上限53,000円

問い合わせ 子育て相談課 ☎43-2000

養育費確保支援事業

養育費に関する公正証書等作成支援事業補助金

ひとり親が養育費について取り決めた公正証書等を作成した場合、その費用について補助金を交付します。最大3万円

問い合わせ 子育て相談課 ☎43-2000

養育費保証支援事業補助金

ひとり親が保証会社等と養育費保証契約を締結した際の費用について補助金を交付します。最大5万円

問い合わせ 子育て相談課 ☎43-2000

発達が気になったら

個人差かな?まだ小さいから?
心配や気がかりを感じたらぜひ相談に行きましょう。

相談

子ども発達相談

0歳から18歳未満のお子さんを対象に、発達について関係機関と連携して相談、支援を行います。

〔受付日時〕 月曜日～金曜日(祝日・年末年始はお休み)
午前8時30分～午後5時15分

〔場所〕 桐生市保健福祉会館1階

問い合わせ 子育て相談課 ☎43-2000

子育てほっと座談会(子育てメンター事業)

育児の不安や疑問を一人で抱え込まず、同じような経験のある「子育てメンター」と話をしませんか?



問い合わせ 子育て相談課 ☎43-2000

つばさクラブ(療育支援相談会)

成長の過程で、気がかりなことのある就学前のお子さんを対象に、スタッフが相談に応じます。

〔対象〕 就学前の幼児、保護者

問い合わせ 学校教育課 ☎46-6241

幼児相談支援室・通級指導教室(小・中・義)

特別な支援を必要とする幼児、小・中・義務教育学生に対する教育及び相談支援体制の充実に取り組んでいます。

問い合わせ

幼 児:たんぽぽルーム ☎32-3103

小・義務教育学生:こども相談室 ☎46-3545

ことばときこえの教室 ☎44-8114

中・義務教育学生:相生中学校通級指導教室 ☎32-3568

日本ダウン症協会 群馬支部 相談支援室

ダウン症のお子さんをもつ家族を対象に、相談員が相談に応じます。

問い合わせ 担当:赤石 ☎090-8012-6684

障害のあるお子さんのために

障害及び程度によって支給される額、受けられるサービスが異なります。詳しいことは担当まで、お問い合わせください。

相談

桐生市障害者基幹型相談室

障害のことで、悩み事や心配なことがありましたら、ご相談ください。障害者相談支援専門員が、障害に関する総合相談を行います。

〔受付日時〕 月曜日～金曜日
(祝日・年末年始はお休み)
午前8時30分～午後5時15分

問い合わせ 福祉課 ☎44-8237
☎43-0294

手帳

障害のある児童の身分証明となり、福祉制度の利用ができます。

身体障害者手帳

この手帳は、身体に障害をもつ人がいろいろな福祉制度を利用するために必要なもので、障害の程度によって1級(重度)から6級(軽度)までに区分されます。

問い合わせ 福祉課 ☎44-8237

療育手帳

この手帳は、知的障害者(児)に対して、一貫した指導相談を行い、各種の援助措置を受けやすくするために必要なもので、障害の程度によりA(重度)又はB(中度～軽度)に区分されます。

医療費等の助成

自立支援医療費の給付(育成医療)

18歳未満の障害児で、身体に障害が有り、手術等により確実な治療効果が期待できる場合に、医療費の一部を助成します。専門機関の判定が必要ですから、必ず事前にご相談ください。

難聴児補聴器購入等支援事業助成金

身体障害者手帳対象外の軽度・中度難聴児に対し、補聴器購入・修理費用の一部を助成します。購入前の申請が必要です。

身体障害者等奨学助成金給付

高校、高専、大学、専修学校、各種学校、特別支援学校の高等部に在学中の方を対象に、助成金を支給します。

問い合わせ 福祉課 ☎44-8237

手当

特別児童扶養手当

20歳未満の心身に重度または中度の障害を有する児童を養育している方に手当を支給します。ただし、障害の程度や受給者及び扶養義務者の所得制限等により支給対象にならない場合があります。

問い合わせ 子育て支援課 ☎47-1150

障害児福祉手当

在宅で日常生活において常に介護を必要とする20歳未満の児童に支給されます。ただし、障害を支給の理由とする年金などの給付を受けている人や施設入所している人は除かれます。(所得制限があります。)

問い合わせ 福祉課 ☎44-8237

保育サービス

障害児保育

通所および集団保育が可能な障害のあるお子さんをお預かりしています。

【実施園】 すべての公・私立保育園、認定こども園

問い合わせ 子育て支援課 ☎47-1156

児童通所サービス

児童発達支援

未就学の障害児を通所により、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援をします。

保育所等訪問支援

保育所等の施設を現在利用中、または今後利用する予定の障害児が、スムーズに集団生活を送れるように、施設に対して専門的な支援を行います。

放課後等デイサービス

学校に就学している障害児を授業の終了後等に通所により、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進、その他必要な支援をします。

問い合わせ 福祉課 ☎44-8237

日常生活の支援

居宅介護

自宅において入浴、排泄、食事の介護、家事の援助などの支援をします。

日中一時支援

介護を行う人が、一時的に障害児を介護できなくなった場合に支援します。(宿泊を伴わない日中受入事業)

補装具費の支給

身体機能を補充し、または代替が長期間にわたり継続して必要な身体障害児に支給されます。ただし、障害や障害の程度により対象となる品目が異なります。

短期入所(ショートステイ)

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設に入所し、入浴、排泄、食事の介護等の支援をします。

在宅重度心身障害児(者)紙おむつ券の交付

3歳以上65歳未満で、一定の要件を満たす人を対象に、紙おむつ券を交付します。詳しくは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ 福祉課 ☎44-8237

日常生活用具給付

重度障害児(者)に対し日常生活の便宜を図るために給付されます。ただし、障害や障害の程度により対象となる品目が異なります。

医療的ケア支援事業

看護師配置のない施設等で、導尿や経管栄養といった医療的ケアを必要とする障害児に対し、訪問看護師等を派遣して医療的ケアを実施します。(所得に応じた自己負担があります。)

要医療重症心身障害児(者)訪問看護支援事業

在宅で医療的ケア(経管栄養、吸引、吸入等)の必要な重症心身障害児(者)を介護する家族に長時間の訪問看護を実施します。(利用者負担があります。)



キノピー